

新上五島町建設事業計画及び各事業の概要

新上五島町は、簡易水道事業統合計画書を提出し、平成20年度より9事業、総事業費7,471百万円を計画し、現在継続中です。進捗率は、平成28年度までに42.8%、事業費3,202百万円、事業数3事業（新魚目南部地区2事業、上五島南部地区1事業）を完了しています。また、簡易水道の数も17簡易水道から上五島地区の青木・焼崎地区簡易水道、若松地区の佐尾簡易水道、奈良尾地区の須崎地区簡易水道を統合し、14簡易水道となり、平成29年度から上水道として運営しております。平成28年度に厚生労働省から示された基幹改良事業費用を継続中の事業に当てはめたところ下表の算出結果のとおり、青方地区簡易水道事業は基準値を下回り、現在事業を休止しております。また、有川地区簡易水道事業は、「他事業の進捗による整備の遅れ、地権者等との交渉による整備の遅れ」に該当しないため事業継続は認められず基幹改良事業として継続中です。

基幹改良事業費用算出結果

	年度	単位	有川地区	上五島北部地区	若松島地区	崎浦地区	青方地区
	有 収 水 量	平成29年度	千m ³	502	137	131	29
平成30年度		千m ³	491	136	128	29	341
平成31年度		千m ³	479	134	126	28	341
平成32年度		千m ³	468	133	123	28	342
平成33年度		千m ³	457	131	120	27	342
平成34年度		千m ³	446	130	117	27	342
平成35年度		千m ³	435	128	114	27	342
平成36年度		千m ³	424	127	111	27	342
平成37年度		千m ³	413	125	108	26	342
平成38年度		千m ³	403	124	105	26	342
平成39年度		千m ³	392	122	102	26	342
平成40年度		千m ³	382	120	99	26	342
平成41年度		千m ³	372	119	96	25	342
平成42年度		千m ³	361	117	93	25	342
平成43年度		千m ³	351	116	91	25	343
平成44年度		千m ³	341	114	88	25	343
平成45年度		千m ³	332	113	85	25	343
平成46年度		千m ³	322	111	82	24	343
平成47年度		千m ³	312	110	79	24	343
平成48年度	千m ³	303	108	76	24	343	
	合 計	千m ³	7,985	2,455	2,074	523	6,843
	平成29年度以降 交付金全体事業費	千円	1,649,676	595,800	648,482	477,344	561,650
	基幹改良事業費用	円/m ³	206.60	242.69	312.67	912.70	82.08
	基幹改良事業費用 基準	円/m ³	204.5				
	判 定		○	○	○	○	×

■奈良尾地区統合簡易水道整備事業

(継続事業 H22～H31 年度)

本事業は、奈良尾地区簡易水道に須崎地区及び佐尾地区簡易水道を統合します。老朽化した雑子場、高井旅、浜串、岩瀬浦、中山、福見、須崎、佐尾の8つの浄水場を廃止し、萱場浄水場と新浄水場の2系列体制として、統合促進により大幅な経費縮減を図ります。

水源についても、給水人口の減少による給水量の減少傾向、渇水期には枯渇する高井旅及び福見第1、福見第2、須崎、佐尾の各水源を廃止します。また、水質対策として浄水方法の変更をするとともに、老朽設備及び老朽管を改良し、有収率向上と更なる安定供給を図ります。

計画給水人口、1日最大給水量を見直しており、平成22年3月31日付けで国の水道事業認可を受けて、計画給水人口2,423人、1日最大給水量1,159m³であります。

事業年度は平成22年度から平成31年度までの10ヶ年継続事業で、総事業費は14億2,500万円でございます。国庫補助事業として、補助率は2分の1です。

事業概要 (予定) 進捗率 76.5% (事業費ベース)

事業内容	全体	完了済み	平成29年度
導水管布設工	3,181.0m	2,400m済	
導水ポンプ設備	8.0台	6.0台済	2.0台更新
敷地造成工	1.0式	済み	
着水井築造工	1.0池	済み	
前処理施設設備工	1.0式	済み	
急速ろ過設備工	1.0式	済み	
薬品注入設備工	1.0式	済み	
排水池築造工	1.0池	済み	
濃縮槽築造工	1.0槽	済み	
天日乾燥床築造工	3.0床	済み	
浄水場内配管工	1.0式	済み	
管理棟築造工	1.0棟	済み	
送水管布設工	4,254.0m	済み	
送水ポンプ設備工	2.0台	済み	
配水池築造工	1.0式	済み	
各配水池付属配管替工	1.0式		
減圧井築造工	4.0井	1.0井済	
減圧弁設置工	2.0台	1.0台済	
連絡配水管布設工	8,167.0m	3,752.0m済	471.0m
配水管布設工	12,744.0m	2,659.0m済	560.0m
電気計装設備工	1.0式		1.0式

■有川地区統合簡易水道整備事業

(継続事業 H25～H42 年度)

有川地域には、有川・小河原・太田・東浦・東神ノ浦・崎浦地区の6つの簡易水道がありますが、本事業推進によって、距離的に離れた崎浦地区を除いた5簡易水道を有川地区簡易水道に統合し、給水人口及び給水量の減少や林道開設等による水源上流域の山林の変化に伴う水源の枯渇傾向も見られることから、8つの水源のうち5水源を廃止して3水源に、浄水場についても6浄水場のうち4浄水場を廃止して有川地区の2浄水場とする計画であります。

耐用年数を経過した老朽水道管や電気計装設備などを更新することで安定供給と維持管理コストの軽減を図ります。

計画給水人口、1日最大給水量を見直しており、平成25年3月19日付けで国の水道事業認可を受け、計画給水人口4,680人、1日平均給水量1,349トン、1日最大給水量1,860トンです。

事業年度は平成25年度から平成42年度までの18年間で、補助率2分の1の国庫補助事業(平成31年度までは1/2、平成32年度以降は1/3)を活用し、総事業費は26億円です。

事業概要(予定) 進捗率21.4%(事業費ベース)

事業内容	全体	完了済み	平成29年度
導水管布設工	4,313.0m		
着水井付属配管替工	1.0式		
上向性ろ過池付属配管替工	1.0式		
滅菌設備工	1.0式		
前処理ろ過設備工	1.0式		
急速ろ過設備工	1.0式		
薬品注入設備工	1.0式		
送水ポンプ設備工	1.0式		
送水ポンプ室築造工	2.0棟		
ポンプ調整池築造工	1.0式		
送水管布設工	18,515.0m		
小河原配水池築造工	1.0式		
各配水池付属配管替工	1.0式		
配水管布設替工	34,060.0m	6,575m済	アスファルト舗装 A=1684 m ²
電気計装設備工	1.0式		
重力ろ過式除マンガン設備	1.0式	済み	
膜処理設備改修工(単独)	1.0式	済み	

水道事業の建設改良計画

■上五島北部地区簡易水道基幹改良事業

(新規事業 H26～35年度)

本簡易水道は、昭和31年創設で、町内の奈摩、網上、冷水、青砂ヶ浦地区などを給水区域とし、白水涵養ダム、青方治水ダム、奈摩地下ダム等を水源に奈摩浄水場、青砂ヶ浦浄水場、二本松浄水場で浄水・配水しています。ただし、昭和49年に地区の河川表流水を水源に設けられた青砂ヶ浦浄水場は原水の枯渇を繰り返し、昭和61年の二本松浄水場新設を契機に浄水機能を休止、ポンプ井機能を残すのみとなっています。

今回の基幹改良事業により、経年経過による施設、設備の更新と道路改良などに伴い管路が不明確になり漏水事故が頻発している区域の布設替えを行います。

主なものとしては、二本松浄水場の急速ろ過設備2基を更新し、管路更新として、導水管延長3,500m、送水管を1,920m、配水管9,570mを新設及び布設替えを行い、その他、老朽ポンプ、薬注設備や付帯する電気計装設備を更新する内容です。

事業期間は平成26年度から平成35年度までの10ヶ年継続事業で、補助率2分の1の国庫補助事業(平成31年度までは1/2、平成32年度以降は1/3)を活用し、全体事業費8億2千万円です。

事業概要(予定) 進捗率23.2%(事業費ベース)

事業内容	全体	完了済み	平成29年度施工予定
白水ポンプ設備	4.0台	済み	
導水管布設工 φ100	3,500m		
地下ダム導水ポンプ設備	2.0台		
青方ダム導水ポンプ設備	2.0台		
急速ろ過設備 2基	1.0式	済み	
薬品注入設備工	1.0式	済み	
送水管布設工 φ75～φ100	1,920m		
送水ポンプ設備	4.0台		
配水池付属配管替工	1.0式		
配水管布設替工	9,570m	2,660m済	161.7m
電気計装設備工	1.0式		

■若松島地区簡易水道基幹改良事業

(継続事業 H27～H36 年度)

若松島地区簡易水道は、昭和 44 年創設で、町内若松島に位置する若松、神部、檜ノ口、土井ノ浦、里ノ浦、大平、西神ノ浦、日島、有福、漁生浦、筒ノ浦、堤、滝ヶ原、石司、間伏、鷓ノ瀬、榊ノ浦、月ノ浦地区を給水区域とし、三年ヶ浦ダム、針木ダム、三ツ川の表流水を水源に緩速ろ過方式の三年ヶ浦、針木、若松の 3 浄水場で浄水し、配水しています。

本事業で、段階的に三つの浄水場を一つに統合し、三年ヶ浦浄水場を主浄水場として、経年経過した水道施設及び水道情報監視装置の更新を含む老朽設備及び老朽管を改良し、有収率向上と更なる安定供給を図ります。

事業年度は平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 ヶ年継続事業で、補助率 2 分の 1 の国庫補助事業（平成 31 年度までは 1/2、平成 32 年度以降は 1/3）を活用し、総事業費は 8 億円です。

事業概要（予定） 進捗率 13.9%（事業費ベース）

事業内容	全体	完了済み	平成 29 年度
三年ヶ浦浄水場付属配管替工	1.0 式		一部配管替
滅菌設備改修工	3.0 箇所		
送水ポンプ設備工	6.0 台		
送水管布設替工	3,477.0m		
配水池築造工	1.0 式		
配水池付属配管替工	1.0 式		
配水管布設替工	9,844.0m	651.6m 済	246.0m
電気計装設備工	1.0 式		

■崎浦地区簡易水道基幹改良事業**(継続事業 H28～H36 年度)**

崎浦地区簡易水道は、昭和〇〇年創設で、町内東部に位置する江ノ浜、友住、赤尾、頭島地区を給水区域とし、江ノ浜川、藤岳支流の表流水を水源に緩速ろ過方式の江ノ浜浄水場で浄水し、配水しています。

本事業では、経年経過し老朽化した水道施設及び設備のほか無線方式による水道情報監視装置を電話回線方式に更新を行い、有収率向上と更なる安定供給を図ります。

事業年度は平成28年度から平成37年度までの10ヶ年継続事業で、補助率2分の1の国庫補助事業（平成31年度までは1/2、平成32年度以降は1/3）を活用し、総事業費は5億4,000万円です。

事業概要（予定） 進捗率9.9%（事業費ベース）

事業内容	全体	完了済み	平成29年度
導水管布設替工	615.0m		
江ノ浜浄水場附属配管替工	1.0 式		
送水管布設替工	4,745m	1,268.1m済	アスファルト舗装 A=1,106 m ²
送水ポンプ設備工	4.0 台	2.0 台済	
配水池附属配管替工	1.0 式		
配水管布設替工	4,423m	99.0m済	
電気計装設備工	1.0 式		

■青方地区簡易水道基幹改良事業

(新規事業 H26～35年度)

本簡易水道は、昭和29年創設で、町内の青方、跡次、相河、大曾、船崎地区などを給水区域とし、相河川、青方治水ダムを水源に上向性ろ過池3池の相河浄水場、急速ろ過方式の浅子浄水場で浄水・配水しています。

今回の基幹改良事業により、経年経過した相河水源取水設備改良やポンプ設備、薬品注入設備の更新、各配水池の付属配管替え、浅子配水池1池の築造、電気計装設備の更新のほか、漏水事故が頻発している区域の配水管布設替え等を行い、有収率の向上と安定供給を図ります。

事業期間は平成26年度から平成35年度までの10ヶ年継続事業、補助率2分の1の国庫補助事業（平成31年度までは1/2、平成32年度以降は1/3）を活用し、全体事業費7億9,734万円です。

事業概要（予定） 進捗率18.9%（事業費ベース）

事業内容	全体	完了済み	平成29年度
相河水源取水設備改良工	1.0式		
青方導水ポンプ設備工	2.0台		
相河導水ポンプ設備工	2.0台	済み	
浅子導水管布設替工	485.0m		
浅子薬品注入設備工	1.0式	済み	
相河薬品注入設備工	1.0式		
跡次送水管布設替工	880.0m		
浅子配水池築造工 180 m ³	1.0式		
大曾加圧ポンプ設備工	1.0式		
船隠配水池付属配管替工	1.0式		
大曾配水池付属配管替工	1.0式		
相河配水池付属配管替工	1.0式		
跡次配水池底部配管替工	1.0式		
配水管布設替工	7,737.0m	1,983m済	
電気計装設備工	1.0式		

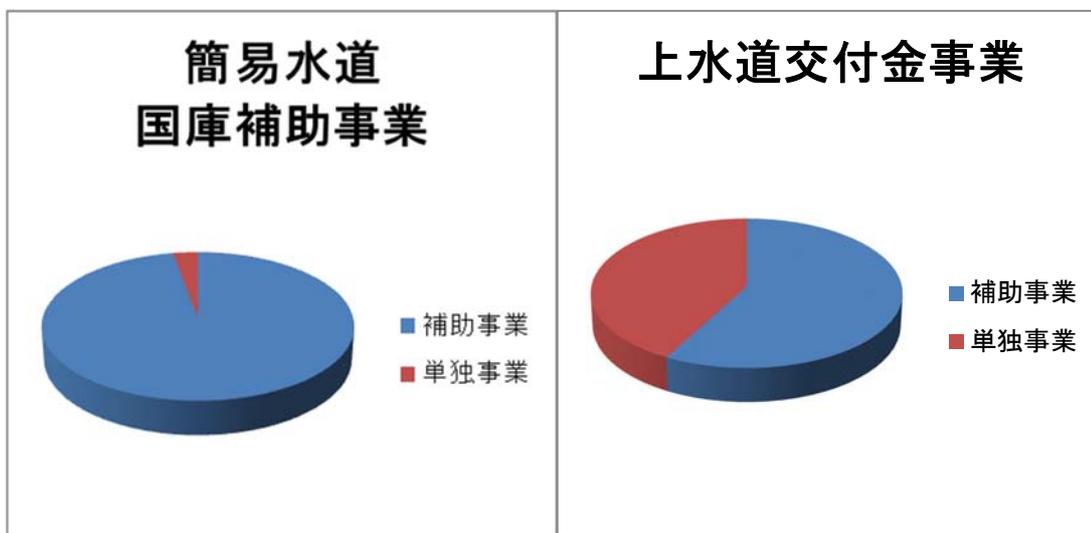
現在実施中の5事業の内、有川地区、上五島北部地区、若松島地区、崎浦地区簡易水道基幹改良事業は、厚生労働省より示された延長期間である平成31年度までは、簡易水道国庫補助金要綱に基づき補助率1/2で事業を行ないます。平成32年度以降は、上水道交付金要綱に基づき補助率1/3で実施する事業になり、また、簡易水道国庫補助事業では認められている管路更新事業に大幅な制限が設けられほとんどの管路更新が純単独費での実施事業となります。

補助事業における簡易水道と上水道の違い

	簡易水道	上水道
補助率	1/2	1/3
管路布設後	20年以上	40年以上
管路の種類	導水管・送水管・配水本管※配水支管※	導水管・送水管・配水本管

※配水本管とは、配水池から最初の給水管までの管路のこと。
配水支管とは、給水管の分岐がある管路のこと。

補助事業と単独事業費の認められる割合



簡易水道等施設整備費補助の見直し内容

【平成 19 年度厚生労働省水道関係予算抜粋】

・水道事業の新設に対する補助は限定する一方、既存の水道事業の拡張に対する補助を拡大する。

・統合すべきにもかかわらず統合しない簡易水道事業には補助しない。

ただし、3年以内に統合又は統合計画を示した簡易水道事業に限り10年間は補助対象とする。

・統合により上水道事業に取り込まれた簡易水道施設の改良・更新事業について、事業費が大きなもの10年後以降も補助対象とする。

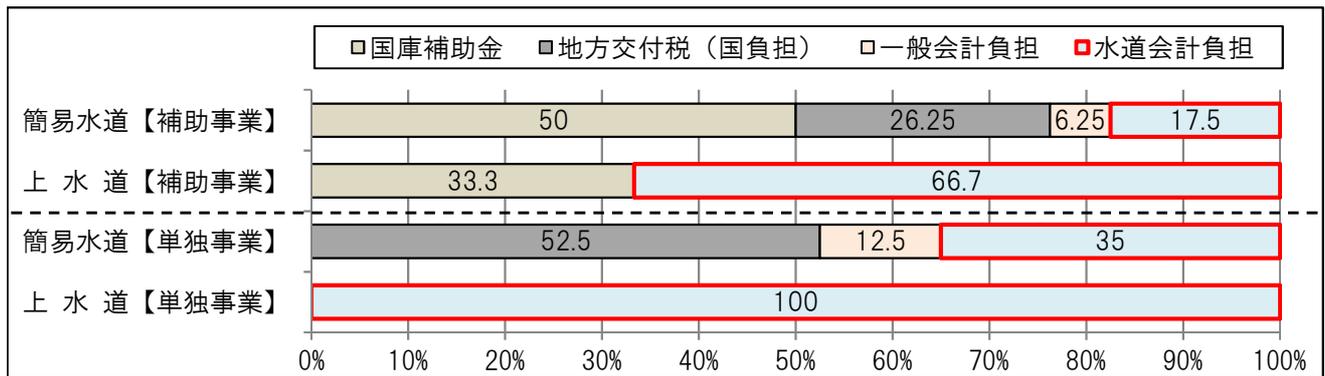
・生活基盤近代化事業(石綿セメント管、鉛製管の更新等は除く。)において、給水原価が簡易水道事業全体の平均の半分未満である事業の施設は補助対象としない。また、平均の半分以上であっても供給単価が簡易水道事業全体の平均の半分未満または供給単価が給水原価の120%を超える事業の施設は補助対象としない。

【水道施設整備費国庫補助金交付要綱抜粋】

事業経営者が同一であって、会計が同一または一体的な管理が可能な(施設を接続している、または、橋で連絡されていない島及び既存の給水区域からの移動距離(道路延長距離)が原則として10km以上離れた地域にない)既存の水道事業が存在する簡易水道施設または飲料水供給施設に関する事業は補助の対象としない。ただし、平成28年度までは、平成21年度末までに他の水道事業と統合または統合計画を厚生労働省が承認した場合は、統合後の水道事業が上水道事業となる場合を含め、統合前に簡易水道施設または飲料水供給施設であった施設は補助対象と認める。平成29年度以降は、上水道事業において、統合前に簡易水道施設であった施設であって、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有するものについて、本項目に係る改良等を行う事業を実施しようとする場合に、当該上水道事業の資本単価が平均以上であり、かつ、当該事業に係る施設整備費用を当該施設の有収水量で除して得た水1m³当たりの費用の額が同様な事業の平均を超える事業は、補助対象と認める。

建設改良事業の財源【簡易水道事業と上水道事業の比較】

■事業費負担割合の比較（上水道はH31以降の財源配分）



※補助事業：約3.8倍の負担増 単独事業：約2.9倍の負担増

◆同じ事業費での水道会計負担の比較

例) 240,000,000 円 (≒当初計画事業費) の事業を実施する場合

(単位：千円)

区分	国庫補助金	地方交付税	一般会計負担	水道会計負担
簡易水道【補助】	120,000,000	63,000,000	15,000,000	42,000,000
上水道【補助】	80,000,000	0	0	160,000,000
増減	▲ 40,000,000	▲ 63,000,000	▲ 15,000,000	118,000,000
簡易水道【単独】	0	126,000,000	30,000,000	84,000,000
上水道【単独】	0	0	0	240,000,000
増減	0	▲ 126,000,000	▲ 30,000,000	156,000,000

◆同程度の水道会計負担で実施できる事業規模の比較

例) 381,000,000 円の補助事業を簡易水道で実施

100,000,000 円の補助事業を上水道で実施

(単位：千円)

区分	国庫補助金	地方交付税	一般会計負担	水道会計負担
簡易水道【補助】	190,500,000	100,012,500	23,812,500	66,675,000
上水道【補助】	33,333,000	0	0	66,667,000
増減	▲ 157,167,000	▲ 100,012,500	▲ 23,812,500	▲ 8,000

例) 286,000,000 円の単独事業を簡易水道で実施

100,000,000 円の単独事業を上水道で実施

(単位：千円)

区分	国庫補助金	地方交付税	一般会計負担	水道会計負担
簡易水道【単独】	0	150,150,000	35,750,000	100,100,000
上水道【単独】	0	0	0	100,000,000
増減	0	▲ 150,150,000	▲ 35,750,000	▲ 100,000

■国庫補助金対象事業の比較

区分	簡易水道 (離島)	上水道
浄水場・配水池	○	経営状況等による制限有り 耐震化に係る事業のみ
水道管路	経過年数20年以上	経営状況・管種等の制限有り 経過年数40年以上

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 12 日

各都道府県水道行政担当部（局） 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課

上水道事業に統合した旧簡易水道施設等への国庫補助について

簡易水道事業統合については、自然災害などによる整備の遅れにより平成 28 年度までの事業統合が困難な事業がみられたことから、平成 28 年 1 月 6 日付事務連絡にて条件に該当する事業については工期及び統合期限を平成 31 年度まで延長いたしました。

一方で、平成 28 年度までに上水道に統合した簡易水道施設等についても、統合までに予定していた施設整備の工期を平成 29 年度以降に延長せざるを得ない事業がみられたことから、下記に該当する事業については平成 31 年度まで補助を継続することとしましたので、改めて周知いたします。

記

以下の理由により平成 28 年度までに上水道事業に統合した簡易水道施設等の整備で、平成 29 年度以降に工期を延長した事業については、引き続き平成 31 年度まで国庫補助を継続する。

1. 東日本大震災など自然災害による整備の遅れ
2. 他事業の進捗による整備の遅れ
3. 地権者等との交渉による整備の遅れ

なお、上記は平成 28 年度の統合までに予定していた施設整備の残事業分について平成 31 年度までに事業完了することを前提に補助を継続するものであり、新規の施設整備計画をも補助対象とする趣旨ではない。

生食水発 0112 第 2 号
平成 29 年 1 月 12 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品全部水道課長
（公印省略）

簡易水道等施設整備費国庫補助事業について

平成 19 年 6 月 11 日健水発第 0611001 号において、簡易水道等施設整備費補助等にかかる全上水道事業の資本単価の平均、事業施設の有収水量当たりの連絡管整備費用、増補改良事業費用、基幹改良事業費用及び水量拡張事業費用の平均の算出方法及び算出額を平成 29 年度までに示すこととしているが、算出方法及び算出額については下記のとおりとするので、貴管内水道事業者に対して周知願いたい。

また、平成 29 年 1 月 12 日付及び平成 28 年 1 月 6 日付事務連絡により簡易水道事業の統合期限の延長等を連絡しているところであるが、手続きについては下記のとおりとするので、併せて貴管内水道事業者に対して併せて周知願いたい。

記

1. 全上水道事業の資本単価の平均 103.5 円
2. 算出方法
連絡管整備及び増補改良等に要する施設整備費用を、当該施設の整備を行う簡易水道事業等が得られる 20 年間の総有収水量で除して得た 1 立方メートルあたりの費用
3. 算出額
 - ・連絡管整備費用 735.4 円／ m^3
 - ・増補改良事業費用 163.0 円／ m^3
 - ・基幹改良事業費用 204.5 円／ m^3
 - ・水量拡張事業費用 468.2 円／ m^3
4. 簡易水道事業統合の期限延長について
簡易水道事業統合期限の延長については別紙「簡易水道事業統合期日等延長理由書記入要領」に従い作成し提出すること。